

議案第 9 号

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 2 8 日 提出

渋川市教育委員会

教育長 中 沢 守

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則（平成 1 8 年渋川市教育委員会規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「の進行管理及び係員に助言、指導する」を「を進行管理し、並びに係員に助言し、及び指導する」に改める。

第 4 条中「室及び」を削り、同条の表を次のように改める。

美術館	管理学芸係
-----	-------

第 2 0 条を削り、第 2 1 条を第 2 0 条とし、第 2 2 条から第 3 1 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

様式第 8 号中「第 2 3 条関係」を「第 2 2 条関係」に、「第 2 2 条第 1 項」を「第 2 1 条第 1 項」に改める。

様式第 9 号中「第 2 4 条関係」を「第 2 3 条関係」に、「第 2 2 条第 1 項」を「第 2 1 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

組織機構の見直し及び決済代行の導入に伴い、所要の改正をしようとするものである。

様式第8号(第23条関係)

観覧
澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館 特別観覧料減免申請書
使用

第 号
(第 号)
年 月 日

澁川市教育委員会
教育長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
(氏 名)
電 話(— —)

次のとおり減免を受けたいので申請します。

1 減免申請の理由

・澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則第22条第1項 号に該当

・その他 ()

2 使用内容

()観覧料	区 分(金額)		人 数	
	企 画 展 示	大人(円)		
小人(円)				
()特別観覧料	特別観覧(資料名)			
	特別観覧料金			
()ギャラリー使用料	区 分	全 室	A 室	B 室
	料金(円)			
附属設備品 (市民ギャラリー利用 の場合のみ)	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()			
利用日時	年 月 日	時 分から		
	年 月 日	時 分まで		
利用目的				
利用責任者	氏 名			
	住 所			
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL	
備 考				

様式第8号(第22条関係)

観覧
澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館 特別観覧料減免申請書
使用

第 号
(第 号)
年 月 日

澁川市教育委員会
教育長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
(氏 名)
電 話(— —)

次のとおり減免を受けたいので申請します。

1 減免申請の理由

- ・澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則第21条第1項 号に該当
- ・その他 ()

2 使用内容

()観覧料	区 分(金額)		人 数	
	企 画 展 示	大人(円)		
小人(円)				
()特別観覧料	特別観覧(資料名)			
	特別観覧料金			
()ギャラリー使用料	区 分	全 室	A 室	B 室
	料金(円)			
附属設備品 (市民ギャラリー利用 の場合のみ)	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()			
利用日時	年 月 日	時 分から		
	年 月 日	時 分まで		
利用目的				
利用責任者	氏 名			
	住 所			
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL	
備 考				

様式第8号(第23条関係)

観覧
澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館 特別観覧料減免申請書
使用

第 号
(第 号)
年 月 日

澁川市教育委員会
教育長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
(氏 名)
電 話(— —)

次のとおり減免を受けたいので申請します。

1 減免申請の理由

・澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則第22条第1項 号に該当

・その他 ()

2 使用内容

()観覧料	区 分(金額)		人 数	
	企 画 展 示	大人(円)		
小人(円)				
()特別観覧料	特別観覧(資料名)			
	特別観覧料金			
()ギャラリー使用料	区 分	全 室	A 室	B 室
	料金(円)			
附属設備品 (市民ギャラリー利用の場合のみ)	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()			
利用日時	年 月 日	時 分から		
	年 月 日	時 分まで		
利用目的				
利用責任者	氏 名			
	住 所			
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL	
備 考				

様式第9号(第24条関係)

観覧
特別観覧料減免承認書
使用

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館

第 号
(第 号)
年 月 日

様

渋川市教育委員会
教育長

次のとおり減免を承認します。

1 減免申請の理由

- ・渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則第22条第1項 号に該当
- ・その他 ()

2 使用内容

()観覧料	区 分(金額)		人 数	
	企 画 展 示	大人(円)		
小人(円)				
()特別観覧料	特別観覧(資料名)			
	特別観覧料金			
()ギャラリー使用料	区 分	全 室	A 室	B 室
	料金(円)			
附属設備品 (市民ギャラリー利用 の場合のみ)	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()			
利用日時	年 月 日	時 分から		
	年 月 日	時 分まで		
利用目的				
利用責任者	氏 名			
	住 所			
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL	
許可条件				

様式第9号(第23条関係)

観 覧
 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館 特別観覧料減免承認書
 使 用

第 号
 (第 号)
 年 月 日

様

渋川市教育委員会
 教育長

次のとおり減免を承認します。

1 減免申請の理由

- ・渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則第21条第1項 号に該当
- ・その他 ()

2 使用内容

()観覧料			区 分(金額)		人 数
	企 画 展 示	大人(円)			
小人(円)					
()特別観覧料	特別観覧(資料名)				
	特別観覧料金				
()ギャラリー使用料	区 分	全 室	A 室	B 室	
	料金(円)				
附属設備品 (市民ギャラリー利用の場合のみ)	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()				
利用日時	年 月 日	時 分	から		
	年 月 日	時 分	まで		
利用目的					
利用責任者	氏 名				
	住 所				
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL		
許可条件					

茨川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行						
<p>(職務) 第3条 (略) 2 館長補佐及び統括主幹は、それぞれ上司の命を受けて所管の事務を掌理し、<u>係の分掌事務を進行管理し、並びに係員に助言し、及び指導する。</u> 3 (略)</p> <p>(組織) 第4条 美術館に次の係を置く。 <table border="1" data-bbox="219 624 1144 659"> <tr> <td>美術館</td> <td>管理学芸係</td> </tr> </table> </p> <p>(遵守事項) 第20条 (略)</p> <p>(観覧料等の減免) 第21条 (略)</p> <p>(減免の申請) 第22条 (略)</p> <p>(減免の承認) 第23条 (略)</p> <p>(原状回復の報告) 第24条 (略)</p> <p>(販売行為等)</p>	美術館	管理学芸係	<p>(職務) 第3条 (略) 2 館長補佐及び統括主幹は、それぞれ上司の命を受けて所管の事務を掌理し、<u>係の分掌事務の進行管理及び係員に助言、指導する</u>。 3 (略)</p> <p>(組織) 第4条 美術館に次の室及び係を置く。 <table border="1" data-bbox="1171 624 2089 692"> <tr> <td>美術館</td> <td>管理学芸係</td> </tr> <tr> <td>新美術館準備室</td> <td>整備推進係</td> </tr> </table> </p> <p>(特別観覧料等の納付) 第20条 <u>条例第5条及び第11条の規定による特別観覧料等は、納入通知書により納付するものとする。</u></p> <p>(遵守事項) 第21条 (略)</p> <p>(観覧料等の減免) 第22条 (略)</p> <p>(減免の申請) 第23条 (略)</p> <p>(減免の承認) 第24条 (略)</p> <p>(原状回復の報告) 第25条 (略)</p> <p>(販売行為等)</p>	美術館	管理学芸係	新美術館準備室	整備推進係
美術館	管理学芸係						
美術館	管理学芸係						
新美術館準備室	整備推進係						

第25条 (略)

(協議会の職務)

第26条 (略)

(会長及び副会長)

第27条 (略)

(会議)

第28条 (略)

(庶務)

第29条 (略)

(その他)

第30条 (略)

第26条 (略)

(協議会の職務)

第27条 (略)

(会長及び副会長)

第28条 (略)

(会議)

第29条 (略)

(庶務)

第30条 (略)

(その他)

第31条 (略)

様式第8号(第22条関係)

観覧
 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館 特別観覧料減免申請書
 使用

第 号
 (第 号)
 年 月 日

渋川市教育委員会
 教育長 様

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 (氏 名)
 電 話(— —)

次のとおり減免を受けたいので申請します。

1 減免申請の理由

- ・渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則第21条第1項 号に該当
- ・その他 []

2 使用内容

()観覧料	企画展示	区 分(金額)		人 数	
		大人(円)			
		小人(円)			
()特別観覧料	特別観覧(資料名)				
	特別観覧料金				
()ギャラリー使用料	区 分	全 室	A 室	B 室	室
	料金(円)				
附属設備品 (市民ギャラリー利用の場合のみ)	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()				
利用日時	年 月 日	時 分から	年 月 日	時 分まで	
利用目的					
利用責任者	氏 名				
	住 所				
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL		
備 考					

様式第8号(第23条関係)

観覧
 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館 特別観覧料減免申請書
 使用

第 号
 (第 号)
 年 月 日

渋川市教育委員会
 教育長 様

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 (氏 名)
 電 話(— —)

次のとおり減免を受けたいので申請します。

1 減免申請の理由

- ・渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則第22条第1項 号に該当
- ・その他 []

2 使用内容

()観覧料	企画展示	区 分(金額)		人 数	
		大人(円)			
		小人(円)			
()特別観覧料	特別観覧(資料名)				
	特別観覧料金				
()ギャラリー使用料	区 分	全 室	A 室	B 室	室
	料金(円)				
附属設備品 (市民ギャラリー利用の場合のみ)	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()				
利用日時	年 月 日	時 分から	年 月 日	時 分まで	
利用目的					
利用責任者	氏 名				
	住 所				
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL		
備 考					

様式第9号(第23条関係)

観覧
 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館 特別観覧料減免承認書
 使用

第 号
 (第 号)
 年 月 日

様

渋川市教育委員会
 教育長

次のとおり減免を承認します。

1 減免申請の理由

- ・渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則第21条第1項 号に該当
- ・その他 []

2 使用内容

() 観覧料	企画展示	区 分(金額)		人 数
		大人(円)	小人(円)	
() 特別観覧料	特別観覧(資料名)			
	特別観覧料金			
() ギャラリー使用料	区 分	全 室	A 室	B 室
	料金(円)			
附属設備品 (市民ギャラリー利用の場合のみ)	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()			
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
利用目的				
利用責任者	氏 名			
	住 所			
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL	
許可条件				

様式第9号(第24条関係)

観覧
 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館 特別観覧料減免承認書
 使用

第 号
 (第 号)
 年 月 日

様

渋川市教育委員会
 教育長

次のとおり減免を承認します。

1 減免申請の理由

- ・渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例施行規則第22条第1項 号に該当
- ・その他 []

2 使用内容

() 観覧料	企画展示	区 分(金額)		人 数
		大人(円)	小人(円)	
() 特別観覧料	特別観覧(資料名)			
	特別観覧料金			
() ギャラリー使用料	区 分	全 室	A 室	B 室
	料金(円)			
附属設備品 (市民ギャラリー利用の場合のみ)	スライディングウォール 照明 ワイヤー フック 台座 長机 椅子 その他()			
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
利用目的				
利用責任者	氏 名			
	住 所			
	連絡先TEL		緊急連絡先TEL	
許可条件				